

平成 17 年 6 月 22 日

「京都市立小学校冷房化等事業提案審査委員会」の設置等について

京都市は、京都市立小学校冷房化等事業の実施に伴い、公平性、透明性を確保し事業を推進するため、学識経験者等からなる「京都市立小学校冷房化等事業提案審査委員会（以下「審査委員会」といいます。）」を、別紙「設置要綱」に基づき設置し、平成 17 年 6 月 1 日付で下記のとおり委員の委嘱を行いました。

同年 6 月 2 日に第 1 回審査委員会を開催し、設置要綱第 4 条第 2 項に基づき、委員の互選により村田隆紀委員が委員長に選任されました。また、同条第 4 項に基づき、委員長が高桑三男委員を副委員長に指名しました。

なお、審査委員会の審議に必要な、民間事業者及び提案内容に関する情報が公になることにより、民間事業者の競争上若しくは事業活動上の地位その他正当な利益を害し、又は契約に係る事務に関する本市の財産上の利益を不当に害するおそれがあることから、設置要綱第 5 条第 5 項に基づき委員長が審査委員会の公開の可否を会議に諮り、審議事項が京都市情報公開条例第 7 条に規定する「非公開情報」に該当することから、審査委員会の会議を非公開と決しました。

記

	氏 名	役 職 等
委 員 長	村田 隆紀	京都教育大学 名誉教授
副委員長	高桑 三男	京都市教育委員会事務局 教育次長
委 員	小幡 寛子	中央青山監査法人 公認会計士
委 員	谷脇 郁夫	京都市都市計画局公共建築部 担当部長
委 員	手塚 哲央	京都大学大学院エネルギー科学研究科 教授
委 員	東山 力	京都市総合教育センター 顧問
委 員	町田 玲子	京都府立大学人間環境学部 教授
委 員	村岡 省子	京都市小学校 P T A 連絡協議会 副会長

京都市立小学校冷房化等事業提案審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 京都市（以下「市」という。）が実施する京都市立小学校冷房化等事業（以下「事業」という。）に関する事業者を競争性，公正性，透明性を確保し選定するため，学識経験者等からの意見を聴取し，審査を行う京都市立小学校冷房化等事業提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(審査委員会の業務)

第2条 審査委員会は，次の事項を所掌する。

- (1) 事業者の選定方式の検討に関すること。
- (2) 事業者の募集要項の検討に関すること。
- (3) 事業者の選定基準の検討，作成に関すること。
- (4) 事業者からの応募書類の審査，評価に関すること。
- (5) 事業者の選定に関すること。
- (6) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審査委員会は，委員8人以内をもって組織する。

2 委員は次の各号の一に該当する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 事業に関し専門的な知識を有する学識経験者
- (2) 当該対象施設の関係者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 審査委員会には，委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長には，委員の互選により選任された委員をもって充てる。
- 3 委員長は，審査委員会を総括する。
- 4 副委員長には，委員長が指名する委員をもって充てる。
- 5 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるときは，その職務を代行する。

(会議)

第5条 審査委員会は，必要に応じて委員長が招集する。

- 2 審査委員会は，委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 審査委員会の議事は，出席委員の過半数で決定し，可否同数のときは，委員長の決するところによる。

- 4 審査委員会において必要があると認めたときは、委員以外の者に対して、意見の陳述，説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 5 委員長は，審議上必要があると認めるときは，会議に諮り会議を公開しないことができる。

(委員の責務)

第6条 委員は，公正，公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は，直接間接を問わず，事業に関する提案等に参加してはならない。
- 3 委員は，審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし，市が公表した情報及び審査委員会が公表した情報については，この限りではない。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は委嘱した日から平成18年3月31日までとする。

- 2 補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(事務局)

第8条 審査委員会の事務局は，京都市教育委員会事務局総務部教育環境整備室が行う。

- 2 市が委託したアドバイザー等は，審査委員会の事務局に参加する。
- 3 京都市教育委員会事務局総務部教育環境整備室の職員，アドバイザーその他審査委員会に出席した者は，審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし，市が公表した情報及び審査委員会が公表した情報については，この限りではない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか，審査委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は，平成17年6月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 第5条第1項の規定にかかわらず，最初の審査委員会は，市長が招集する。